

幼稚園における服薬について

近年、幼稚園や保育所等で園児にお薬を飲ませるよう依頼されるケースが増えております。しかし、それに伴ったトラブルや事故も増えているそうです。本園では医師の指示に従って行いますが、基本的な対応を下記のようにいたしますのでご参照の上ご理解ご協力おねがいします。

《基本事項》

- 1、お薬を子どもに飲ませる事は厳密には医療行為にあたり、医療従事者か又は、子どもにとって責任の持てる保護者に限られます。ですから、幼稚園にいる時間に薬を飲ませる必要がある場合は保護者が幼稚園まで飲ませに来る事が原則になります。しかし、お薬も進歩してあり、朝と夕方だけ飲めば良いものがあり、処方の方法を医師に相談する事もできるようです。（「幼稚園では原則として服薬ができない。」旨をお話し下さい。）
- 2、せきや発熱に対して“せき止め”“熱さまし”などを飲ませて登園させる事は、幼児の体に負担が大きく、極力避けるべきです。体調が悪いときはお休みして静養する事が一番大切です。
- 3、アレルギーの体質改善、ぜんそく、肥満等飲む時間が制約されているお薬もあり、医師の指示により担任が飲ませる場合には、園児の病気や症状によりどのようなお薬を飲む必要があるかをあらかじめ幼稚園にご連絡下さい。
 - * 「**服薬連絡票**」は、幼稚園のホームページよりダウンロードが出来ます。
又「**服薬連絡票**」が必要な方は担任に連絡して下さい。
尚、**薬が違う場合は薬ごと**に「**服薬連絡票**」をお願いします、長期使用の場合は1カ月ごとの提出をお願いします。

《お薬について》

- イ、薬は園児を診察した医師の処方によるものに限ります。（売薬は預かれません）
- ロ、坐薬や器具を使って使用するお薬など、使用に技術が必要なお薬は基本的には預かれません。（使用に充分慣れたもので、医師の指示書があるのもなどには対応いたします。）
- ハ、症状の変化にあわせて服用するお薬は原則的には預かれません。
- ニ、「**服薬連絡票**」を必ず添えて下さい。（幼稚園からお薬の内容について等、医師に問い合わせが必要な場合もありますので、ご了解下さい。）
- ホ、お薬は1回分ずつ分け、**名前と日付を書いて下さい。**
- ヘ、幼稚園ではお薬の取り扱いには十分注意しますが、誤飲の可能性も否定できませんので、誤飲により重大な結果が起こり得るお薬はお預かりできません。
- ト、アナフィラシキーショックに対応するエピペンを使用する可能性のある方は、事前に幼稚園にご相談下さい。
 - * その他、お困りになる事態が有りましたら幼稚園に遠慮なくご相談ください。